

## 「東日本大震災からの復興の基本方針」に関する提言

平成 23 年 7 月 28 日  
公明党 政務調査会  
同 東日本大震災対策本部

7 月 21 日に公表された「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」に基づき、  
公明党として復興基本方針に関する提言を以下のように取りまとめた。政府に  
おいて、基本方針に最大限に反映させるよう強く求めるものである。

### **基本的考え方について**

- 「日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有」と明記されているが、（被災地域の復興による）日本経済の再生に向けた道筋や具体的な姿がまったく示されてない
- 「障がい者の自立・社会参加の推進を踏まえた共に支え合う災害に強い街づくりをめざす」ことを明記すべき
- 現状、現地復旧ありきとはしないことを大前提とすべき
- 「事業の立案段階から、効率性や費用対効果、透明性を確保。」について、「効率性」や「費用対効果」を明記すると、復興事業の規模や予算等に、予め上限を設けることにつながる

### **対象施策について**

- 対象施策のひとつとして、「被災地の復旧・復興に資する全国的な風評被害等への対応や経済活力向上など、全国的な課題に対応すべき施策」を加えるべき

### **復興財源について**

- 復興財源については、まずは歳出削減、特別会計の積立金・剩余金の活用、政府資産の売却等で捻出すべきであり、安易に増税（法人税、所得税等）すべきでない

- 復興のための増税や負担増が語られるばかり。復興に向けた成長戦略や日本全体の税収アップ等を図る戦略を描くことが必要
- 復興債については、返済に無理のない償還期間とすべき
- 基金設置については「取り崩し型の復興基金の創設」を柱に
- 復興に向けて、事業収益を見込める事業については、レベニュー債の発行等、民間資金を活用すべき

### **復興施策について**

- 施策の対象者として、弱者という表現ではなく、子ども、妊婦、障がい者など具体的に明示すべき
- 高齢化に伴って要介護者の避難地、被災地での緊急ケアが必要となることから「緊急介護支援チーム（仮称）」を創設すべき
- 医療機能の集約・連携だけではなく、規制緩和についても検討し、再構築を推進すべき
- 地域経済活動の再生については、日本ブランドとして製品だけではなく、農水産物も含めた产品も対象とすべき
- 土地の買い取りについての国の方針の明記  
土地の利用についてはガイドラインを周知徹底するということだが、買い取りの方向性が全く見えないことが被災自治体、被災者の課題
- 土地の液状化や宅地崩落による被害が生じた地域に対する支援
- 全半壊していない学校施設等の移転整備  
津波により全半壊はしなかったけれども、今後の津波被害を考えて他の場所に移転する学校施設等については、災害復旧事業の対象となるのかどうか、国の支援の在り方が明確でないため、事業が前に進んでいない実態がある。補助制度の弾力的運用や査定等の手続きの簡素化など、復興に不可欠な支援策の具体化（の方向性）を明確に示すべきである

○払い下げ前提の災害公営住宅の建設

○（兵庫県で実施されている）住宅再建共済制度の全国展開

※ 住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、平成17年から実施している制度。災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する

地域経済活動について

○被災地は日本のサプライチェーンの中核地域であることから、生産拠点や研究開発拠点に対する国内立地補助とともに、税制や規制緩和等の面で大胆に支援すべき

○今後、東海や東南海地震の発生も予見されていることから、産業拠点の分散化とバックアップ機能の構築（サプライチェーンのブロック化とネットワーク構築の組合せ）し、国全体への被害の波及を防ぎ、かつ被災からのリカバリーが早いタフな日本の再構築を念頭に置くことが重要

○中小企業対策について、資金繰り支援や販路開拓支援など、平時の政策の延長線上の対策を、引き続き実施していくかのような基本方針（骨子）となっている。特に個人事業主や零細企業が円滑に事業再建を図れるよう、基金の造成等、（市町村にとって）自由度の高い再建支援策を明記すべき

○被災三県の中小・零細企業の再建および再興（復興）を集中的に行うために、助言等を行う人材の強化・拡充や、金融支援強化のため関係機関の本社機能の移転、被災地の中小・零細企業の支援を実施する復興庁の部局（東北版中小企業庁とも言うべきもの）の創設など中小・零細企業支援の抜本的強化を明記すべき

○被災企業と取引関係にある企業の支援のあり方について具体的に明記すべきである。さらに、上記の対策を「中小企業復興プロジェクト（仮称）」として一体的に実施すべき

インフラ整備について

○交通・物流、情報通信について。三陸縦貫道だけではなく東北横断道、東北中央道の未事業化区間も具体的に明記すべき

- 被災三県の高速道路整備促進及び全国の暫定2車線箇所を早期に4車線化工事着手を可能にするとともにミッシングリンクの解消を図る
- 排水機能の復旧にあたり、自治体が下水道方式と浄化槽方式の双方を比較検討して、「合理的かつ経済的に」事業を選択可能にする制度の構築（法改正を含む）

#### 農業について

- セシウム汚染牛への対応を盛り込むべき
- 土壌汚染の調査について明確にすべき
- 秋の収穫に向け米の汚染調査に対する対応に触れるべき
- 明らかに営農再開できない農地等の買い取りに言及すべき。9月には復興計画等出してくる被災自治体もある。農地買い取りを欠いて土地利用の話を纏め上げることはできない
- 6次化、ブランド化等、資本力の増強について具体的中身を示すべき
- 「日本全国のモデルとなるような取組みを進め、新たな食料供給基地として再生」について、考え方は間違っていないと思うが、このような具体性のない大雑把な話は復興基本方針に馴染まない

#### 林業について

- 自給率向上のため国産材積極活用を入れるべき

#### 水産業について

- 協業化は漁業に馴染まないという意見が多い。個人への支援も必要
- 内容の書きぶりに修正すべき点がある。方針には被災地の漁業者の意見が十分に反映されたものとすること

#### 二重債務問題について

- 二重債務問題では、政府の対応に基づく記述のみで「民自公三党協議」を無視するものとなっている。よって、「三党協議における合意」なども踏まえて各施策を総合的に推進する旨の記述に書き換えること。特に、新たな「機構」

に関する記述は、政府案に基づくものとなっており、修正もしくは削除すること

○二重ローン対策では、個人経営の農業者、漁業者を事業主・事業体として扱い対応すべき

#### 観光について

○「観光」について、「風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化などにより旅行需要を回復、喚起」となっているが、「風評被害防止のための」のように、復興の中での「観光」の位置づけが低く、取り組む姿勢が消極的。観光は成長戦略の一つにも位置づけられていることからも、復興の柱に位置づけ、東北の豊かな観光資源を最大限に活用することで観光産業を再構築し、日本経済の再生を目指すべき

○観光対策については、温泉、グリーンツーリズム、ヘルツツーリズム、エコツーリズムなど東北ならではの観光スタイルを明記し、国内外の旅行需要を回復、喚起する内容とすべき

#### 今後の災害への備え

○災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、被災者台帳管理システムを含む総合防災情報システムを整備すべき

- ・災害時の情報通信手段の確保策の強化
- ・災害時にも活用できる社会保障番号の整備
- ・災害時の安否確認のため準天頂衛星の活用
- ・避難所となる学校施設の避難所機能の強化とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図る

#### 世界に開かれた復興について

○世界に開かれた復興とするため、「復興博覧会」、「復興サミット」の開催を盛り込むべき。「復興」をテーマにした都市計画やイベントの開催等を活用し、被災地を復興させる新たな産業を育成しながら、被災地の復興プロセスを世界に示すと同時に、被災地への観光の回復、地域ブランドの向上等を目的とした「復興博覧会」を10年間、毎年開催すること。(政府主催、年1回) また、被災県において世界の首脳を招いて「復興サミット」を開催すること

○オリンピックの文化プログラムに積極的に参加すること

オリンピック憲章にも謳われ、その実施が義務付けられている、五輪開催都市で行われる国際的な芸術・文化交流プログラム（カルチャル・オリンピアード）について、特に来年（2012年）7月のロンドンオリンピックで行われる文化プログラムに、日本国が大震災からの“復興の証”として、また世界からの支援への御礼の意味も込めて積極的に参加すること。また、参加する日本代表のプログラムを十分にバックアップすること

### 原子力災害からの復興について

○緊急被ばく医療体制の強化ならびに将来にわたる調査研究のための体制を整備すべき

○福島県における県民の健康管理及び調査の実施の継続を明記すべき

○放射線に関する住民の不安の高まりに対応するため、放射線が人に与える影響に関する研究や除染に関する情報提供、住民とのコミュニケーション活動を継続的に実施するため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の英知を結集する開かれた研究拠点を形成すべき

### その他

○「復興支援アドバイザー（仮）」制度の創設

街づくり等について専門的な助言を行う人材を国がプールし、「復興支援アドバイザー（仮）」として被災した県の要請に基づき派遣する体制を構築する。現在、各省庁から街づくりに関しても人的支援を行っているが、省庁の縦割りによる支援では使い勝手が悪いため、どの様な支援が受けられるのかデータベースに集約し、ワンストップの窓口で人材の派遣を行うスキームをつくるべき

○国と被災地方公共団体との協議について

国と「被災地方公共団体との協議の場を設定する」をしているが、国、県、市町村の立ち位置が明確でない。それぞれが対等の立場での協議であること明示すべきである

○大震災及び原発事故災害による避難住民等の行政手続の負担軽減を図り、避難先の自治体において避難住民等へのサービス提供などがスムーズに行われるよう対応すること

- 被災者台帳を整備すること
- 災害規模に応じた災害レベルの設定と市町村・都道府県の対応能力を超える大規模災害の際には、国が第1次的な責務を担うよう災害対策基本法を見直すこと
- 特例措置法で対処している国による災害復旧事業の代行、がれき処理の代行、避難住民等に係る事務処理、復興基金の創設などについて、災害対策基本法に規定すること
- 避難所や仮設住宅に限定される災害救助法の適用のあり方を見直すこと。また、被災自治体の要請に基づいて応援した費用について、被災自治体に求償している制度を見直し、直接、国に請求できるよう改正すること

以上